

戸田市立芦原小学校PTA会則

第1章 名称と事務所

第1条 本会は戸田市立芦原小学校PTAと称し、事務所を芦原小学校内に置く。

第2章 目的

第2条 本会は保護者と教職員が協力して、児童の健全な育成・福祉の増進につとめ、併せて会員の修養・親睦をはかることを目的とする。

第3章 方針

第3条 本会は次のような方針にもとづいて活動する。

1. 教育を本旨とする自主独立の民主団体で、他の団体または機関の支配及び干渉を受けない。
2. 特定の宗教・政党にかたよることなく、また営利を目的とする行為は行わない。
3. 第2条の目的達成のために活動するが、学校の人事、その他管理には干渉しない。

第4章 会員

第4条 本会の会員は本校児童の保護者と本校教職員をもって構成する。また、特別会員を必要に応じて認める。

1. 本会への入会は任意である。
2. 入会・退会は所定の届出書を提出する。
3. 退会は以下のとおりとする。
 - ①(自動退会)子の卒業、子の転校または教職員の異動により会員資格を失う者は、会員資格の消滅をもって退会となり、退会届提出の必要はない。
 - ②(任意退会)自由意志によって退会する者は、退会届を提出する。

第5章 事業

第5条 本会は第2条の目的達成のため次の事業を行なう。

1. 児童の健全な育成のための協議、研究
2. 学校運営、学校の教育活動への援助、協力
3. 学校及び地域の教育環境の改善、整備
4. 会員相互の親睦と研修
5. その他目的達成に必要な事業

第6章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名（内1名は教頭）
3. 会計 2名（副会長との兼任可）
4. 会計監査 2名（特別会員も認める）
5. 顧問 若干名（学校長は顧問となる）

第7条 役員は次の方法で選出する。

1. 会長、副会長（1名は教頭）、会計、会計監査は、選考委員会で会員の中から候補者を選出し役員会にはかり、その推薦を得て総会において承認を得る。
2. 顧問は学校長がこれに当る。他に1年毎に役員会の推薦を得て顧問を置くことができる。

第8条 会長、副会長、会計、会計監査に欠員を生じた場合は役員会で選考し、承認する。

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
3. 会計は予算に基づいて会計事務を処理し、本会の財産を管理し、定期総会において決算報告をする。
4. 顧問は本会の運営に参加し、すべての会議に出席して発言することができる。
5. 会計監査は年2回及び必要に応じて本会の会計事務を監査する。

第10条 役員の任期は一年とする。但し再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第7章 会議

第11条 会議は総会、役員会とし、会長が招集する。

各会議の議長はその都度選出するものとする。

第12条 各会議は下記に基づき開催するものとする。

1. 総会は全会員をもって構成し、対面式または書面決議の選択を役員会で決定し毎年1回開く。その定足数は、全会員の1/3以上とする。なお、当日欠席者、及びメール等で異議がない場合については、議決権をPTA会長に委任したものとみなす。
2. 総会は最高議決機関として、役員人事の承認、予算・決算の審議ならびに承認、および主たる事業計画等について過半数の賛成をもって議決する。
3. 災害等やむを得ない理由があるときは、役員会または書面等での議決ができる。
4. 臨時総会を必要によって開くことができる。但し、役員会の決議により要請がある場合は必ず開かなければならない。
5. 役員会は第6条に示す役員（会計監査を除く）及び必要に応じた教職員をもって構成する。総会に次ぐ議決機関で、各種議案の審議ならびに決定、細則の決定ならびに変更、補正予算の承認、その他必要事項の処理などを行なう。また、事業の企画の立案等について協議し、決議事項を執行する。

第8章 運 営

第13条 ブルーサポーター（活動のお手伝いをする人）

1. 本会を運営するため会員の中からブルーサポーターを募り、事務及び事業を行なう。

第14条 新部門の設置及び廃止は役員会にて承認を受け決定する。

第9章 会 計

第16条 本会の経費は会費、寄附金、事業収益金その他をもってこれに当てる。

第17条 本会の会費は、世帯単位とし、年額2,000円を6月の学校引き落とし分と合わせて口座引き落としにて納入する。

ただし、災害等やむを得ない理由があるときは、会長の判断で変更することができる。

1. 途中入会者については、次年度より納入する。ただし、6年生の途中で転入した場合は、実費を現金で納入する。
2. 年度途中退会者については、返金しない。

第18条 本会の会計は、総会において議決された予算に基づき執行されなければならない。

第19条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10章 個人情報保護

第21条 個人情報保護法の改正・施行（H29.5.30）に伴い、「芦原小PTA」はこの法律の内容を理解し履行します。

1. 本会会員の個人情報の取得に当たっては、芦原小PTA以外に使用しません。
また、他の組織への流用は致しません。
2. 個人情報の利用は、芦原小PTAの活動以外は使用しません。
3. 集約された個人情報は、芦原小PTA会長が管理します。
使用しなくなった個人情報は、その都度破棄します。
管理に当たっては、電子・紙ともに会長が責任を持って保管する。
4. 芦原小PTAで作成された「名簿等」については、年度終了時に廃棄を依頼します。
「名簿等」を所持する役員は、各自の責任において保管し、年度終了時に廃棄します。
5. 当該本人から個人情報の訂正及び削除が求められた場合は、これに応じます。

第11章 その他

第22条 本会の運営に関して必要な細則を、会則に反しない限りにおいて、役員会の議決を経て別に定めることができる。役員会は、細則を制定または改廃した場合は、その結果を総会に報告しなければならない。

第23条 この会則は、総会において3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

附 則

本会則は平成 17 年 5 月 20 日から施行する。

- 第 1 回会則一部改正 平成 28 年 5 月 12 日
- 第 2 回会則一部改正 平成 30 年 5 月 16 日
- 第 3 回会則一部改正 令和 2 年 2 月 5 日
- 第 4 回会則一部改正 令和 3 年 5 月 24 日
- 第 5 回会則一部改正 令和 4 年 5 月 31 日
- 第 6 回会則一部改正 令和 5 年 5 月 26 日